

B-CASカード使用許諾契約約款 (KB0055D)

B-CAS（ビーキャス）カード（以下「カード」といいます）は、株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズ（以下「当社」といいます）が受信機器メーカーと契約して、放送番組の著作権保護等に対応したデジタル放送の受信機器（一般社団法人電波産業会（ARIB）の技術的基準に適合した受信機器）に同梱しているものです。お客様は、このカードをお買い求めの受信機器に装着して使用してください。

当社は、カードを使用するお客様に、この約款を守って使用していただくようお願いしています。お客様がカードのパッケージを開封すると、お客様がこの約款に同意し当社との間に契約が成立したものとみなしますので、開封前にこの約款を必ずお読みください。

この約款は「BS・CS・地上共用 mini B-CASカード」に適用されます。

第1条（カードの使用目的）

このカードには受信機器を制御する集積回路（IC）が内蔵されており、放送番組の著作権保護等に対応した地上デジタルテレビジョン放送、BSデジタル放送および110度CSデジタル放送の受信機器において、各種放送サービスを受信する目的で使用されます。

第2条（カードの所有権と使用許諾）

このカードの所有権は、当社に帰属します。

- この契約に基づき、お客様およびお客様と同一世帯の方がこのカードを使用できます。

第3条（カードの管理）

お客様は、カードをこのカードが同梱されていた受信機器に常時装着した状態で使用・保管し、カードが紛失、盗難および破損することのないように十分注意してください。

第4条（カードの故障交換等）

カードが原因と思われる受信障害が発生した場合は、当社に連絡してください。カードの故障による受信障害の場合はそのカードを交換いたします。次の各号のいずれかに該当する場合は、別表に定めるカード再発行費用をお支払いいただく有償交換、それ以外の場合は無償での交換となります。

- ① 受信機器購入後、3年以上が経過している場合。
- ② カードの故障が、お客様の不適切な取扱いに起因するものである場合。
2. 当社に故意または重大な過失があった場合を除き、カードの故障により、第1条の放送サービスが受信できないことによる損害が生じて、当社はその責任を負いません。

第5条（カードの破損、紛失、盗難等および再発行）

カードの破損、紛失、または盗難等により、お客様がカードを使用できなくなった場合、お客様からの連絡により、当社はカードの再発行を行います。この場合、お客様は当社に、別表に定めるカード再発行費用をお支払いいただきます。

2. 再発行するカードが第8条の禁止事項に違反して使用される恐れがある場合、再発行をお断りすることがあります。

第6条（カードの交換依頼）

カードの不具合やシステム変更（バージョンアップ）等、当社の都合によりカード交換が必要となった場合、カード交換をお願いすることがあります。

第7条（受信機器の廃棄、譲渡等を行う場合のカードの処置）

受信機器を廃棄または譲渡する場合、カードは当社に返却、または切断して破棄してください。但し、別に定めるカード使用者変更の手続きを行った場合は、カードを付属したまま受信機器を譲渡できます。お客様によりこれらの処置がなされた場合、この契約は終了します。

2. お客様は、受信機器にこのカードを付属してレンタル、リースまたは賃貸する場合には、当該レンタルの契約等において、相手先にこの約款を守らせるものとします。

第8条（禁止事項）

第1条のカードの使用目的に反する機器（例えば著作権保護に対応していない機器）に、このカードを使用することはできません。

2. カードの複製、分解、改造、変造若しくは改ざん、またはカードの内部に記録されている情報の複製若しくは翻案等、カードの機能に影響を与え、またはカードに利用されている知的財産権の侵害に繋がる恐れのある行為を行うことはできません。
3. カードを日本国外に輸出または持ち出すことはできません。
4. 第7条に定める場合を除き、カードをレンタル、リース、賃貸または譲渡することはできません。

第9条（損害賠償）

お客様が第8条に違反する行為を行い当社に損害を与えた場合、当社は、お客様に対し損害の賠償を請求することがあります。

第10条（約款の変更）

この約款は変更することがあります。この約款の変更事項または新しい約款については、当社のホームページ（<http://www.b-cas.co.jp>）に掲載します。

〔別表〕カード再発行費用

第4条第1項および第5条第1項に規定するカード再発行費用 2,050円（送料、消費税込み）